

■区分別手術件数（令和6年1月1日～令和6年12月31日）					京都八幡病院 2025.04.01
医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）に掲げる手術の件数					
【区分1に分類される手術】		件数	【区分4に分類される手術】		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	1	腹腔鏡下手術等	0
イ	黄班下手術等	0	【その他に区分される手術】		件数
ウ	鼓室形成手術等	0	1	人工関節置換術	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	2	乳児外科施設基準対象手術	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	3	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
【区分2に分類される手術】		件数	4	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
ア	靱帯断裂形成手術等	0	5	経皮的冠動脈形成術	件数
イ	水頭症手術等	0		急性心筋梗塞に対するもの	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0		不安定狭心症に対するもの	0
エ	尿道形成手術等	0		その他のもの	0
オ	角膜移植術	0	6	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
カ	肝切除術等	0	7	経皮的件動脈ステント留置術	件数
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0		急性心筋梗塞に対するもの	0
【区分3に分類される手術】		件数		不安定狭心症に対するもの	0
ア	上顎骨形成術等	0		その他のもの	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0			
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0			
エ	母指化手術等	0			
オ	内反足手術等	0			
カ	食道切除再建術等	0			
キ	同種死体腎移植術等	0			